

[農林漁業保険審査会 議事録]

日時：平成23年6月30日（木）

14：00～

場所：農林水産省 第二特別会議室

○ 事務局（吉武課長補佐）

定刻でございますので、ただいまから、農林漁業保険審査会を開会いたします。

私、事務局を担当しております経営局保険課の吉武でございます。

本日は、この度、任命されました本審査会委員による初めての会合でございますので、会長が決まるまでの間、私が司会を務めさせていただきます。

まず、本審査会の定数は20名であります。ちょっと納口先生が遅れておられますけど、現在17名の委員の方に御出席をいただいておりますので、農林漁業保険審査会令第3条第1項の規定により、本審査会が成立していることを御報告申し上げます。

開会に当たりまして、平尾経営局長から御挨拶を申し上げます。

○ 平尾経営局長

経営局長の平尾でございます。本日は本当にご多用な中、本審査会にご出席いただきましてありがとうございます。

また、委員の皆様には、委員就任を快くお引き受けいただきありがとうございます。この場を借りて御礼申し上げますけれども、若干現状報告をさせていただきます。

ご案内のように3月11日に東日本大震災が起きまして、これまでにない地震の大きさ、あるいは津波、さらには原発事故という3つの課題です。非常に広範な、しかも大きな被害が発生しているわけでございます。政府としては、その対応に今全力を注いでいるという状況でございます。5月2日に成立しました、一次補正予算により、復旧を中心として全力をあげて取り組んでおります。農林水産省も三千八百億円強の予算を計上いたしまして、水産関係の復旧、あるいは農地の復旧等々を中心に全力をあげておるわけでございます。私ども、大臣の指揮のもとに、被災地の農林漁家の方々をはじめ、関係の住民の方々ですね、一日でも早く復旧され、あるいは復興に着手できるように、全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

農林漁業につきましては、ご案内のように、自然災害がつきものでございます。今回の地震につきましては、できるだけ関係者の支援をするということで、共済

についてはできるだけ早く共済金をお支払いするという、あるいは、掛金についても、弾力的にお支払いいただくということで、対応を懸命に取り組んでいるわけでございます。そういう状況でございますので、また、この東日本大震災につきましては、委員の方々におかれましては、議論関係でまた、お話しもしくはご指導を賜わらなければならないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、農林水産行政でございます。これは、かねてから私どもからも報告し、委員の方々にもご指導を賜っているところでございますので、重ねて申し上げます。内容ではございませんけれども、鹿野大臣のもとで、攻めの農林水産業というわけで、できるだけ現場に密着して、とても早く対応するという、政策に取り組んでいるところでございます。

農業政策につきましては、昨年の三月に「食料・農業・農村基本計画」を作成をしております。この計画の下、3つの課題に特に重点を置いて取り組んでいるわけでございます。ご案内のように、「戸別所得補償制度」でございます。これは昨年、米のモデル事業に取り組んだわけでございますけれども、今年から、畑作物も入れて本格実施ということで取り組んでいるわけでございます。それから、やはり「農山漁村の活性化」。所得の確保、雇用の確保というのは極めて重要な問題です。そういう意味から、単に農作物あるいは水産物の生産というだけではなくして、加工・流通にも幅を広げて、雇用の確保あるいは所得の増大というのを図ることから「六次産業化」ということを取り組んでいくわけでございます。それから、やはり農林水産業の基本は、国民に対しまして安全で安心な食品を安定的に供給するということが基本でございます。そういう観点から、「食の安全・安心の確保」ということに、三本柱で重点的に、農業行政をですね、取り組んでいくこととでございます。今後これを基本に、「食」あるいは「地域」の再生に全力をそそいでいくということとでございます。

それから2番目でございますけれども、森林・林業政策でございます。ご案内のように「森林・林業再生プラン」の実現に向けて取り組んでいるわけでございます。計画的な森林整備を進めるため、施業の集約化とこれと一体的になった路網の整備に取り組むことを支援しております。また、地域の森林づくりの全体像や集約化施業の設計図を描くための人材の育成ということにも取り組んでいくわけでございます。この4月には森林法の改正を行ったところでありますし、それに基づいて、来月には森林・林業基本計画の変更を行うこととしているところでございます。

また、さらに水産関係の政策でございます。ご案内のように水産資源の確保は重要でございます。そういう意味では持続的な利用を図ることと、漁業経

営の安定化ということ課題として取り組みつつ、また、水産物の提供を、国民の需要に的確に応えるということを図るため、「資源管理・漁業所得補償対策」を実施しているわけでございます。また、経営の安定ということから、漁業金融対策等取り組んでいるわけでございまして、先ほど農業のところでも紹介しました、6次産業化で漁村の活性化等ということにも取り組んでおります。いずれにしましても、「海洋国家日本」にふさわしい「強い漁業」の確立を図っていくということで取り組んでいるわけでございます。

繰り返してございますけれども、こうした農林漁業につきましては、気象あるいは幅広く自然の影響を非常に受ける産業でございます。昨年の口蹄疫、あるいは夏の猛暑、それから台風、それから年明けですね、東北地方を中心としました大雪と、いろんなことを経験しております。つくづく今回の東日本大震災のことを含めて、農林水産業というのは自然の影響が極めて大きいし、また、自然の恩恵でもってできているんだなということを感じるわけでございます。そういう中で、この農林漁業保険制度というのがですね、やはり農林漁業者の経営の安定を図る上では無くてはならないわけでございますし、また、さらに今後発展をする上では、この経営の安定を図る制度が、きちっと機能しなくてはいけないと私どもは思っております。そういう意味では、この審査会では、いろんな議論を賜りまして、今後この災害補償制度のより適正でかつ、円滑な運営ができますことを私どもは期待しておりまして、委員の先生方にも更なるご助言を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 事務局（吉武課長補佐）

それでは続きまして、委員の方々の御紹介を申し上げます。

配布させていただいた資料1に名簿を載せて頂いております。

私の右隣の委員より順次御紹介申し上げます。

共同通信社前橋支局長の石井勇人委員でございます。

酪農学園大学獣医学部獣医学科教授の小岩政照委員でございます。

専修大学法学部教授の出口正義委員でございます。

筑波大学大学院生命環境科学研究科教授の納口るり子委員でございます。

農業者の山田真弓委員でございます。

筑波大学大学院生命環境科学研究科教授の志賀和人委員でございます。

日本政策金融公庫常務取締役の皆川博美委員でございます。

日本林業経営者協会青年部副会長の山崎靖代委員でございます。

東京海洋大学海洋工学部教授の金岡京子委員でございます。

全国漁青連副会長の須川直樹委員でございます。

水産経済新聞社報道部長兼編集局長代理の中島雅樹委員でございます。

関東学院大学法学部法学科教授の三原園子委員でございます。

弁護士の安田和弘委員でございます。

水産通信社取締役編集部長の小川功委員でございます。

全国漁青連会長の角好美委員でございます。

全国消費生活相談員協会常任理事の丹野美絵子委員でございます。

福井県立大学海洋生物資源学科准教授の東村玲子委員でございます。

北海道大学大学院水産科学研究院准教授の宮澤晴彦委員でございます。

御出席の方々は以上でございますが、日本損害保険協会常務理事の志鎌敬委員、東京農工大学大学院農学研究院自然環境保全学部部門教授の土屋俊幸委員につきましては、本日、諸事情により御欠席でございます。

審査会委員の皆様につきましては以上でございます。

引き続きまして、本日出席しております農林水産省事務方の紹介をさせていただきます。

まず、先程挨拶をしました、経営局長の平尾でございます。

林野庁森林整備部長の津元でございます。

経営局保険監理官の青木でございます。

水産庁漁業保険管理官の大石でございます。

経営局保険数理室長の木村でございます。

林野庁森林保全推進室長の松本でございます。

経営局保険課総括補佐の加藤でございます。

なお、水産庁の宮原次長は、所用のため、今日は出席できなくなりました。申し訳ございません。

以上でございます。

なお、ここで、平尾経営局長は、所用があるため、失礼ではありますが退席させていただきます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。お手元の会議資料の中に「配布資料一覧」というのがございます。それを見て頂いて、資料1、資料2、資料3とお配りしております。不備な資料等がございましたら、ご連絡いただければと思います。よろしく申し上げます。

○ 事務局（吉武課長補佐）

それでは、はじめに、農林漁業保険審査会令第2条第1項の規定によりまして、

本審査会の会長を皆様の互選により決めることになっております。どなたか御推薦をしていただければ幸いです、よろしく願いいたします。

○ 納口委員

大変僭越でございますが、提案させていただきます。

大変ご苦勞の多いお役目かと存じますけれども、会社法、保険法に精通しております出口委員を推薦させていただきたいと思っております。

○ 事務局（吉武課長補佐）

その他ございますか。今、納口委員から出口委員に会長をお願いしたらどうかということでございますが、いかがでしょうか。

（拍手・異議なしの声）

○ 事務局（吉武課長補佐）

ありがとうございます。全員異議なしということで、出口会長が選任されました。

それでは、出口会長からご挨拶をお願いするとともに、今後の議事進行をお願いいたします。

○ 出口会長

只今、会長に選任されました出口でございます。どうぞよろしくお願い致します。本審査会は、農業災害補償法の規定により設置されておりますが、農業共済再保険、森林保険、漁船再保険また漁業共済保険に係る事項について、政府を相手として訴えが提起された場合に、申立審査を行うこととされています。これらの事業は、自然災害等による農林漁業者の被る損害を補償対象としており、地震保険などと同様に、いずれも、地域あるいは年度ごとに被害の変動が大きいことから、政府が保険や再保険を行っているところです。この政府が行っております保険や再保険に係る事項につきまして、相手方、すなわち、被保険者や保険団体の訴えがあった場合、政府から支払われる保険金等が滞り、農林漁業者に対する補償に支障が生じるおそれがあります。この審査会におきまして、こうした場合には、直ちに問題を整理・審査し、保険金等が速やかに支払われるように対応する必要があります。いずれの事業に係る案件につきましても、専門的な事項となります

ので、4つの部会を設けて、個々の案件を、それぞれ、農業共済再保険部会、森

林保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の中で審査いただきまして、その審査結果を総会に報告していただき、決定するというにしたいと思っております。

本日の会議が、円滑に進み処理されますように委員各位の御協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 出口会長

それでは、ただいまから議事に入っていきたいと思っております。まず、農林漁業保険審査会令がございまして、その第2条第3項の規定によりますと、会長の職務を代理する委員については、会長があらかじめ指名するということになっております。

私の方から指名したいと思っております。会長の職務を代理する委員ということで、筑波大学大学院教授の志賀委員をお願いさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしということで、会長代理は志賀委員をお願いするということにさせていただきます。

○ 出口会長

次にですね、委員の各部会の所属についてということでございますが、農林漁業保険審査会では、農林漁業保険審査会運営規程がございまして、その第5条第1項の規定に基づき、森林保険部会、農業共済再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会を置き、所掌事務を分掌することとなっております。したがって農林漁業保険審査会令第4条第2項に基づき、これより私の方から各部会に所属していただく委員を指名をさせていただきます。

まずは、農業共済再保険部会の委員としまして、石井勇人委員、小岩政照委員、納口るり子委員、山田真弓委員、私出口正義委員でございます。これら5名の委員が農業共済再保険部会の委員という形で指名させていただきます。

次に、森林保険部会ですが、志鎌敬委員、志賀和人委員、土屋俊幸委員、皆川博美委員、山崎靖代委員でございます。

続きまして、漁船再保険部会ですが、金岡京子委員、須川直樹委員、中島雅樹

委員、三原園子委員、安田和弘委員でございます。

最後に、漁業共済保険部会ですが、小川功委員、角好美委員、丹野美絵子委員、東村玲子委員、宮澤晴彦委員でございます。以上の方々にそれぞれお願いしたいと思っております。

○ 事務局（吉武課長補佐）

ただいま、出口会長より各部会ごとの所属委員を御指名いただきましたが、名簿を事務局の方から配布させていただきます。

【事務局より農林漁業保険審査会部会所属委員名簿を配付】

○ 出口会長

それでは引き続きまして農林漁業保険審査会令の第4条第3項の規定に基づきまして、部会ごとに部会長の互選をしていただき、選出されました部会長から、また、農林漁業保険審査会令第4条第5項の規定に基づきまして部会長の職務を代理する委員を指名していただきたいと思っております。

そこで、各部会ごとに互選で部会長と部会長を代理する委員を指名していただきたいので、農業共済再保険部会については納口委員、森林保険部会については皆川委員、漁船再保険部会については中島委員、漁業共済保険部会については小川委員のところにお集まりいただき、そこで御相談のうえ、部会長と部会長を代理する委員を互選していただきたいと思っております。それでは、よろしく願いいたします。

【 各部会にて相談 】

○ 出口会長

それでは、各部会の部会長の選出、部会長の職務を代理する委員の指名がなされたようですので、事務局から御報告をお願いします。

○ 事務局（吉武課長補佐）

各部会の互選結果の連絡をいただきましたので、御報告をさせていただきます。

農業共済再保険部会長に出口委員、森林保険部会長に志賀委員、漁船再保険部会長に三原委員、漁業共済保険部会長に宮澤委員、以上の方々が各部会長に選任されました。

また、農業共済再保険部会長の職務を代理する委員として、小岩委員、森林保険部会長の職務を代理する委員として、土屋委員、漁船再保険部会長の職務を代理する委員として中島委員、漁業共済保険部会長の職務を代理する委員として小川委員が、各部会長より指名されました。

○ 出口会長

ただいま事務局から御報告申し上げましたとおり、部会長及びその職務を代理する委員が決定しましたので、よろしくお願いいたします。

○ 出口会長

それでは、議題の最後の「その他」ということですが、委員の方々から何かございますでしょうか。

(特に意見なしの声)

○ 事務局（吉武課長補佐）

まず、委員の先生方には、快く委員就任につきまして了解いただきましたことをこの場を借りましてお礼申し上げます。

政府に対する訴えが提起された際には、農林漁業者への共済金等の支払を早急に行うため、速やかに本審査会を開催して、訴えに関する事前審査を行っていただく必要があります。

こうしたことから、各事業に関する御理解を深めていただくため、各事業の実施状況や各事業を巡る情勢につきまして、適宜、情報提供や意見交換を行う等の対応をとらせていただくつもりでございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○ 出口会長

ほかに、何かございますでしょうか。

(特に意見なしの声)

それでは以上をもちまして、本日の議事につきましては、すべて終わりますが、皆様には、お集まりいただいた折角の機会に、各制度につきまして、概要を事務局の方からご説明いただいで理解を深めることができればと思いますので、事務局

局の方からご説明を簡単をお願いします。

○ **出口会長**

まず、農業災害補償制度につきまして、保険課の加藤総括補佐からお願いします。

○ **事務局（加藤総括補佐）**

【農業災害補償制度及びトピック等の説明】

○ **出口会長**

続きまして、森林国営保険制度につきまして、松本森林保全推進室長からお願いいたします。

○ **事務局（松本森林保全推進室長）**

【森林国営保険制度及びトピック等の説明】

○ **出口会長**

引き続きまして、漁船損害等補償制度と漁業災害補償制度の2つにつきまして、大石漁業保険管理官、お願いします。

○ **事務局（大石漁業保険管理官）**

【漁船損害等補償制度及びトピック等の説明】

【漁業災害補償制度及びトピック等の説明】

○ **出口会長**

以上、事務局から簡潔なご説明があったのですが、何か委員の先生方から御質問等ございますか。

○ **石井委員**

確認ですが、地震は免責にはならないというのは、一つの確認、また地震を起因とする津波も支払われるという理解で良いかということが基本的な確認。もう一つは、風評被害に対してはどのような理解なのでしょうか。風評被害の場合、その収穫が終わってから起こりうる災害なので、その場合の保険責任期間はどのように解釈されるのか。そのあたり基本的な質問で申し訳ないが、確認含めてお願

いします。

○ **事務局（青木保険監理官）**

農業共済関係では、津波による被害については、支払対象になっております。先ほど説明がありましたように、収穫量について共済金の支払対象となります。風評被害による被害というものは基本的には対象になりません。

○ **事務局（松本森林保全推進室長）**

森林保険は、事故の対象として、地震、津波を含めて、入っておりません。

○ **事務局（大石漁業保険管理官）**

漁船保険では、地震・津波いずれも損害賠償の対象になりますのでお支払いしています。漁業共済も同じです。風評被害の関係ですけれども、物損保険の関係は、関係いたしません。一方、収穫高保険方式をとっております漁獲共済と特定養殖共済については、関係しまして、年間のそれぞれの漁業者の方の漁獲金額の減収があれば共済金をお支払いするので、共済責任期間は通常1年なんですけれども、そこが来たところで1回閉めてお支払いするということでお支払いをしますね、もし、原発事故の関係で休漁せざるをえなかったということで、賠償金をもらうとか、そういうことが起こりますと、一応支払った後で、組合の方で求償することになるということで、ダブリは出ない様にはなっています。ただ、その辺を明確に切り分けられない部分もあるかもしれませんので今後、実際に出てきたケースの中で、個別案件ごとに対応していくことになろうかと思えます。

○ **出口会長**

よろしいでしょうか。

他に何かございませんでしょうか。

（特に意見なしの声）

○ **出口会長**

無いようでしたら、一応これを持ちまして本日の審査会は、すべて終了いたしましたので、審査会は閉会といたします。

御協力ありがとうございました。

以上